

よくある質問（教育実習関係）

よくある質問についてテーマ別に回答しています。以下の質問以外にも疑問点や相談があれば教職課程センターにお問い合わせください。

※教育職員免許状は「免許状」と表記しています。

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 中学校と高等学校の免許状を取得希望ですが、教育実習は両方の学校で行なわなければならないのですか。 | 実習する学校は、希望する免許状の校種だけでなく、隣接する校種で実施しても良いことになっています。 したがって、中学校での教育実習だけでも、高等学校での教育実習だけでも、中学校・高等学校の両校種の免許状が取得できることとなります。 また、中学と高等学校の一貫校の場合、中学校と高等学校とにまたがって教科を担当することがあります。 |
| 2 | 中学校と高等学校の免許状を取得するための教育実習期間はどれくらいですか。 | 教育実習期間は、中学校の免許状を取得する場合で3～4週間（120時間以上）、高等学校の免許状のみ取得する場合で2週間（60時間以上）が必要です。 両方の免許状を取得する場合の教育実習期間は3～4週間が必要になります。 |
| 3 | 教育実習先はどのように決まりますか。 | 原則として、学生自身で実習校を探します（個人依頼）。 個人での実習先の確保が困難である場合に限り大学斡旋となります。 ご自身の出身校で依頼することが基本となりますが、中学や高校での恩師の現職校で依頼する人もいます。 |
| 4 | 教育実習の時期はいつ頃ですか。 | 教育実習は本学が指定する要件を満たした4年次生が実習を行います。 実習期間は実習校によって異なりますが、5月～6月から開始される場合が最も多いですが、9月や10月から開始される実習校もあります。 |
| 5 | 「情報」や「工業」で教育実習をおこなうことはできますか。 | 教育実習を行なう実習先に「情報」や「工業」の教科があり、実習の受け入れが可能であれば教育実習を行うことはできます。ただし、実際には「情報」や「工業」を開設している高等学校は非常に少ないため、実習先が見つからなく、実習が出来ない事態が生じます。 このことを避けるため、「数学」や「理科」の教科でも教育実習ができるよう、複数免許の取得を目指しておくことが望まれます。 |